あくい し しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん かん しょくいんたいおうようりょう 福井市における 障 がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条 第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、福井市職員(会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいをいう。以下この対応要領において同じ。)を理由として、障がい者(障がい者(障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる を様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で にようほうきょうゆう はか いこ そうだんとう かっよう 情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ (研修・啓発)

- 第5条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修・啓発 を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、職員を監督する職員(以下「監督者」という。)に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために

 ひつよう

 必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。
- 4 職員は、障がい特性やその状態に応じた配慮、社会的障壁の除去の必要性等に関する ***
 理解を深めるため、障がい理解に資する講演会や障がいがある人と接することができるイベント等に積極的に参加するよう努めるものとする。

ふ そく 附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち せこう この要領は、平成28年4月1日から施行する。

か 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

が紙

しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ふくい したいおうようりょう かか りゅうい じこう 障 がいを理由とする差別の解 消の推進に関する福井市対応要 領 に係る 留 意事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいるようなに必要な確認することは、不当な差別的取扱い

だい せいとう りゅう はんだん してん第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として財・サービスや各種をかいでいきようを担合するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて、でいてきまけんとう。りゅうとではいかいと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて、でいてきまけんとうりゅうを投入して正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び福井市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況にないて、そうこうできを表れられてきまれていまりを表れていまった。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、 すかい え 理解を得るよう努めることが望ましい。

また、監督者においては、盲常の執務を通じた指導により、不当な差別的取扱いの禁止に関する理解を深めさせ、監督する職員が行った正当な理由であるという判断が妄当であるかどうか等の確認やそれについての問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処することが必要である。

だい あとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、 なとうなぎのできょりあっかいに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。 また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、 さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものでは ないことに留意する必要がある。

なとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょう りゅう まどぐちたいおう きょひ ○ 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- しょう りゅう しょめん こうふ しりょう そうふ ていきょうとう こば **彦 がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む**。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁の際に ではない者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 本人又はその家族等の意思 (障がいのある方の意思を確認することが困難な場合に限る。) に反したサービス (施設への入所など)を行うこと。

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障がい者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的 にはいりょ た もの との 平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有 配慮」は、「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有 し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合 において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義 されている。

ることとならないよう、 障 がい者が個々の場面において必要としている社会的 障 壁を除去 $\frac{c}{c}$ $\frac{c}{c}$

ごうりてきばいりょうなくいしてもまたできょう。もくてきないよう。きゅうである。 合理的配慮は、福井市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし必要とされる範囲で本来の業まうむ。まずいの業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会のでいきょう。 提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には
ないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の障壁の除去が大法について、「第5 過量な負担の基本的ながような、大きがいてきしょうべき しゃだんおよ ほうほう がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去がための手法としていて、「第5 過量な負担の基本的ながが、方法 から から とった とった から こうりょ たいだいを ちゃ せんだく が 変 方方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。 さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。 合理的配慮のたいきょう を せんだん 社会がいとうながなされるものとする。なお、合理的性が見まり、 ないよう を せいでない おんかとう はいりょ を しゃかいとう ないよう ないよう ないまう ないよう ないまった。 ないよう ないまった。 ないよう ないまった。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまった。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ないまた。 ない
- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には障がい者の家族、支援者・介助者、法定だいりにんとう

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、かいじょしゃとう たんてきしえん じょうほう 介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々のしょう がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいれている環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいれて、ないまうたいとう へんか の状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 福井市が、事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は、提供される合理的配慮の ないよう おお 生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の 内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の とようりてきはいりょ ていきょう かってといる。 できる ないますが 本 のので ないよう な でいましまが ない こう りてきはいりょ ていきょう ない こう り てきはいりょ ていきょう ない こう り てきはいりょ ていきょう ない こう り てきはいりょ ていきょう ない こう 好 ることが望ましい。

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の しゅし そに 趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応 じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断し にはあいた場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

また、監督者においては、自常の執務を通じた指導により、合理的配慮の提供に関する理解を深めさせ、監督する職員が行った過量な負担であるという判断が妥当であるかどうか等の確認やそれについての問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処することが必要である。

- じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひよう ふたん ていど費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる (たいてきばめん じょうきょう おう こと 具体的場面や 状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、つぎ 次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

できゅう こうりてきはいりょ あ う ぶつりてきかんきょう はいりょ ぐたいれい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- © 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・ をから、整理の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であるため、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の体憩スペースを設ける。
- 不随意運動などにより書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を # すえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- かいぎしりょうとう てんじ かくだいもじとう さくせい さい おのおの ばいたいかん ばんごうとう 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が 異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な 障 がい者に対し、コミュニケーション支援ボードを活用して意思を 確認する。
- ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ かみ
 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- しょるいきにゅう いちいじ きにゅうほうほうとう ほんにん め まえ しめ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達し たりする。本人の依頼がある場合には、代読といった配慮を 行 う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに ☆たいてき せつめい 具体的に説明する。

- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がいなどを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な 障 がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き 順を入れ替える。

- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常障がい者専用と ◇ ホイー しょう しゃせんよう ◇ かイー しょう しゃせんよう くかイー へんこう されていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障 しゃ せつめい ラネ しょう とくせい しせっ じょうきょう おう べっしつ じゅんび がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。